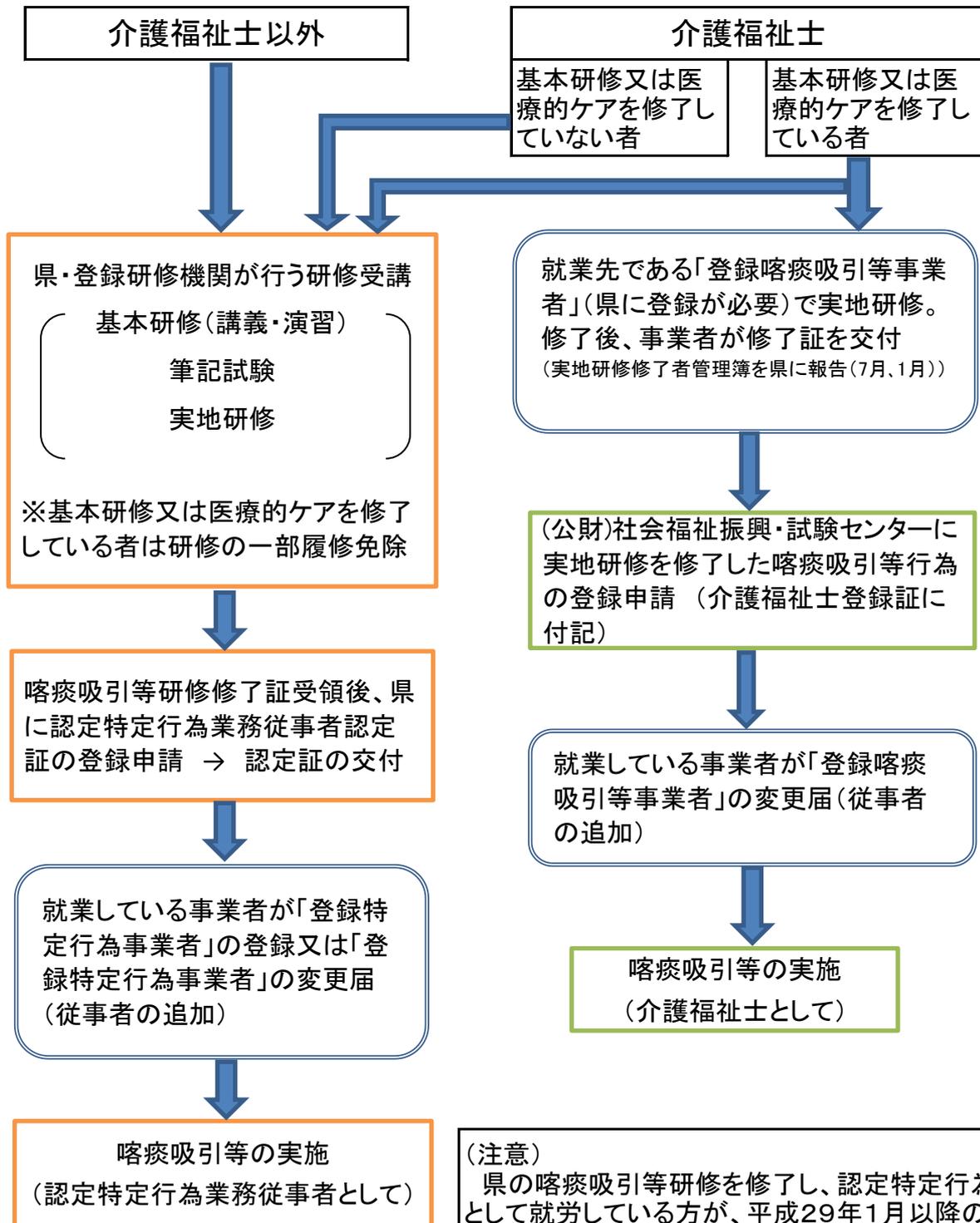


介護職員等が喀痰吸引等を実施するための手続きの流れ



(注意)

県の喀痰吸引等研修を修了し、認定特定行為従事者として就労している方が、平成29年1月以降の介護福祉士国家試験に合格した場合は、喀痰吸引等の行為を

①引き続き「認定特定行為業務従事者」として行う。

又は

②(公財)社会福祉振興・試験センターに登録申請し、実施可能な喀痰吸引等の行為を介護福祉士登録証に付記することで「介護福祉士」として行う。

のどちらかを選択することができます。